

**高浜市自治基本条例 検証中間報告 パブリックコメント
令和2年度検証中間報告に対するご意見と行政の回答と対応（案）**

(R3.1.22)
第3回検証委員会

資料 1

1 パブリックコメント実施状況

- (1) 意見の提出期間 令和2年12月1日（火）～12月18日（金）
- (2) 意見件数 37件（人数10名〔内訳：意見提出箱4名、直接3名、郵送0名、ファクス0名、Eメール3名〕）
- (3) 意見対応
 - ①修正します（意見に基づいて、原案を修正したもの） : 0件
 - ②原案どおりとします（意見を検討したが、原案どおりとしたもの） : 20件
 - ③意見として承ります（原案の内容以外の意見を承ったもの） : 5件
 - ④その他（感想やご質問など） : 12件

2 意見と意見に対する回答（案）

条文	意見箇所	意見	回答（案）	対応（案）
1	前文	<p>⇒「自治基本条例」は「施政施策へ直接の市民参画」が本意と思われ「まち協」を前文の条例総括説明に記述は適合していないのでは？</p> <p>・「まち協-会員」は極めて限定的-「高齢者」の組織となっている</p> <p>⇒「自治条例」は「市民」一人ひとりが主体者を強調すべきでは</p>	<p>前文では、自治基本条例制定の背景・目的・目指す姿を短い文章のなかに網羅しています。まちづくり協議会についての記述もその一環です。</p>	②原案どおりとします
2	第2条 用語	<p>(1)市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。</p> <p>・「事業者」に市内で事業または活動を行う者と定義されている。 一方、工事公告等の「入札参加資格に関する事項」には、制定10年も経過しているのに「自治基本条例」に関する規約が見受けられない。</p> <p>⇒市外業者に「自治基本条例」の周知や教育が必要と思われる。 「入札参加資格に関する事項」や「市外企業選定理由書」にも、当該条例の周知徹底を図る為、追加記載が肝要と思われます</p>	<p>運用に対するご意見として参考とします。なお、入札公告と事業者への「自治基本条例」の周知等は、それぞれ別の内容となりますので、入札公告において、市外業者への「自治基本条例」の周知等を行う考えはありません。</p>	③意見として承ります

3	第2条 用語	(1)市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。	市民の範囲が広すぎる。	高浜市自治基本条例では、地域の課題解決や、まちづくりを進めるためには本市に関わる人々や団体が力をあわせることが必要であるという考え方から「市民」の範囲をこのようにしています。 ただし、さまざまな権利行使する場合には個別の条例で「市民」の範囲を規定します。	②原案どおりとします
4	全文 第3条 条例の位置付け	この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。	日本国憲法が最高規範であり、その下でその他の法律は平等である。 同じように法律に基づいて制定される条例には最高規範ではなく、自治基本条例が他の条例に優越することは、法律上認められない。 条例の位置づけは平等である。	法的には条例同士は同格ですが、高浜市においては理念条例である「高浜市自治基本条例」を市の条例・計画に横ぐしを刺す存在とし、この理念に則って政策・施策を進めいくこととしています。	②原案どおりとします
5	第4条 まちづくりの基本原則	(1) 参画の原則 (2) 協働の原則 (3) 情報共有の原則	・基本原則の項目は「参画・協働・情報共有」の三項目 ⇒項目追加-1「平等」-年齢・性・国籍に関わらず参画できる 項目追加-2「平和」-平和と地球環境保護の視点を盛り込まれては?	第2条「用語」で「市民」の意味する中に年齢・性別・国籍を問わないことが含まれています。また環境保護などには「参画」「協働」「情報共有」のもとで取り組むことで成果が上がるものと考えます。よって「まちづくりの基本原則」はこの3項目といたします。頂いたご意見は、今後の事務の参考とします。	②原案どおりとします
6	第6条 子どものまちづくりに参加する権	子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふ	・子どもらの参画を積極化されては… ⇒2項追加-「市民、議会および行政は、まちづくりに参加できる機会の創出と環境を整えるよう努めます」	本規定は子どもにもまちづくりに参加する権利があることを明文化したものであり、現に子どもが参加する行事等の機会も数多く各地域で実施されているため、現状の規定	②原案どおりとします

	利	さわしいまちづくりに参加する権利があります。		どおりとします。 ご意見として承ります。	
7	第6条 子どものまちづくりに参加する権利	同上	Ⅲまちづくりの担い手 第6条 子どものまちづくりに参加する権利 →とは良い言葉 ・主な取り組の参加・参画できる様々な行動活動に総合防災訓練への参加があるが言葉の本来の意味と合っていないと思う。もっと学校側と本当の意味での連携して行う必要があると思う。→教育の一環(道徳)として取入れてもらって全体のレベルをあげる必要があると思う。 →例として交通ルールでも学校で指導したからと思うが①飛出しそうな子がいない。②自転車にはヘルメット着用。③交差点でのルールを守る等。	例えば、総合防災訓練に参加する中学生には、「中学生が参加する意味」を指導した上で参加してもらっています。形だけの参加では意味がありませんので、この機会が生徒たちにとってもプラスとなるようにと考えています。子どもたちがまちづくりに参加する機会はたくさんありますが、参加する意味を改めて考え、見直し、進めていきたいと思います。	④その他(感想やご質問など)
8	第9条 議会の役割と責務	※条文の追加の提案	・1項、2項は、通常の機能-「まちづくり」には3項が最重要の要素 ⇒順序を入れ替えてはどうか? 3項⇒4項 (1項2項は4条に包含) 4項案-「この条例の目的を実現のため、自らの機能と責務に関する基本的な事項につき、別に定める「議員基本条例」を遵守します」 特に、市政が適切に運営されているか監視しけん制します	意見として承ります。	②原案どおりとします ※第9条 10条の検証については、検証報告書「検証の体制」で示されているように、パブリックコメントを提出された市民に対し、議会から直接パブリックコメントに対する回答をするものでないことから、議会においては、パブリックコメントの意見を踏まえ、議会としての改正の要否を再度協議した結果を行政に対して回答したものです。
9	第9条 議会の役割と責務	議会は、市民の代表による意思決定機関	-補足 「抑制と均衡を図る機能」を「自治基本条例」に追加は反対	意見として承ります。	②原案どおりとします

		あるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長と議会の二元代表制-対等な権限は持っていない-(地方自治法) ・対等な権限が無いのに「抑制と均衡」を図ることを実行できるのか? <p>⇒ であれば「リース事務所」 - 浪費建設を強行は議会の責任となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例」はまちづくりの最高規範であり議会権限を拡大は疑問 		
10	第9条 議会の役割 と責務	同上	<p>条文修正の必要なし</p> <p>抑制と均衡と言うけれど、”均衡”で役所の言うなり</p> <p>市政を進める機能を議会が持っていない 議会の意見で予算がとれない 90%以上市の予算</p> <p>住民運動等が抑制される 議会で議員の賛成意見必要無し</p>	意見として承ります。	②原案どおりとします
11	第9条 議会の役割 と責務	同上	条文修正は必要無し。 議会の目的は「監視及びけん制する」のみでいい。	意見として承ります。	②原案どおりとします
12	第9条 議会の役割 と責務	同上	条文を改正することに反対します。 しっかり監視及びけん制する機能が必要と考えます。	意見として承ります。	②原案どおりとします
13	第9条 議会の役割 と責務	同上	<p>第9条について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文はこのままで良い。修正には反対です。 <p>「高浜市自治基本条例 令和2年 検証中間報告書」のP27③④にある「抑制と均衡」を第9</p>	意見として承ります。	②原案どおりとします

		<p>条第一項にこの二つ言葉を入れるのには反対します。</p> <p>市民のための市政を進めるのに「抑制と均衡」はいりません。</p> <p>議会において市民の意思を伝えるのになぜ抑制と均衡が要るのでしょうか。賛成ならばそのまま賛成すれば良いわけです。</p> <ul style="list-style-type: none">同じくP27⑤に「高浜市議会基本条例」にある「市長と相互の抑制と均衡を図りながら」という言葉と整合を図りたいと書いてあります <p>が、市長と議員もしくは議会では役割、権限がちがいます。</p> <p>市長と市議会は二元代表制であり、対等な権限は持っていないません。地方自治法第96条で、議会がもつ権限（議会の議決権）が定められているが、市長の方が大きな権限をもっています。</p> <p>具体的には予算編成権と予算執行権です。市長は予算を編成する権限をもっており、議会ではその予算案を議決する権限しかもってません。 (地方自治法第96条1項2号)</p> <p>また、予算を議決したとしてもその予算を執行する権限はもちえてません。予算の執行にあたって議会は市長にお願いすることしかできません。</p> <p>このように市長と市議会ではもちうる権限が大きくことなっています。対等な権限をもちえないのにもかかわらず市議会が「抑制と均衡」を図ることは理論上できないはずです。</p> <p>理論上できないことを条例で規定することはで</p>		
--	--	---	--	--

			<p>きないと考えます。</p> <p>以上のことと踏まえれば、変えるべきは「市長と相互の抑制と均衡を図りながら」と言う条文です。制定当時の高浜市議会が議会の権限を正しく理解していなかったため制定されてしまったものではないでしょうか。</p> <p>今一度、議員さん全員で地方自治法を勉強し、市民の不満、希望をしっかり議会にあげていただける真の市民のリーダーとなるように強く希望します。</p>		
14	第9条 議会の役割 と責務	同上	<p>この検証中間報告では、議会の役割と責務について「市議会にて検証」し、変更の必要ありとして、「監視し、抑制と均衡を図る機能」に変更すべきとしていますが、この中間報告は大いに問題があり反対です。議会の最も重要な機能は、市長が推進する市政に対する監視と検証の機能であって、この権限に抑制があってはチェック機能が果たせません。抑制と均衡は、なれ合い市政を推奨するもので百害あって一利なしのとんでもない条例になります。現に高浜市政は、市民の意見無視で中央公民館解体に住民投票を求める運動がおきたり、商工会館取り壊し移転補助金についての住民訴訟、コパン建設地の旧青少年ホーム跡地の残土処理が法律違反で行われたとの訴訟など多数の住民訴訟が行われている高浜市政は、市民不在の市長暴走と議会のチェック機能不在（ノーブレーキ状態）の結果と言わなければなりません。</p> <p>○今回の改訂が議会基本条例との整合性を図るとの理由になっているが、そうであるならば、今の高浜市議会基本条例に最も基本的任務の市政を監視する機能が欠落し、「抑制と均衡」をうたってなれ合い政治を推奨する欠陥条例であるので、改正すべきは高浜市議会基本条例</p>	<p>意見として承ります。</p>	<p>②原案どおりとします</p>

			であることを指摘しておきます。		
15	第10条 議員の役割 と責務	議員は、 <u>市民の代表者として…</u>	⇒ 市民の「意思」の代表者 – 意思を追加 ・議員に「全権」を負託したわけではないと考えます…	意見として承ります。	②原案どおりとします
16	第12条 職員の役割 と責務	2項- …職務を行います	⇒ 「るべき、まちづくりを推進します」	本条第2項は、職員一人ひとりの職務遂行上のまちづくりに取り組む基本姿勢として、「地域社会の一員であることを自覚しながら職務を行う」「積極的に市民と連携しながら職務を行う」「市民との信頼関係を築きながら職務を行う」ことを定めたものです。本条は、組織としてではなく、職員一人ひとりが職務を遂行していく上での果たすべき役割と責務について定めたものであり、「まちづくりの推進」を職員個人の役割と責務として位置付けるのは相応しくないと考えます。	②原案どおりとします
17	第13条 参画機会の 保障	行政は、市民の意見が市政に反映されるとともに…	⇒「 <u>議会及び</u> 行政は、市民の意見を市政に反映するとともに、…」	第13条は第4条で規定した「参画の原則」について、行政がその機会を保障することを示しています。各種会議への市民委員の参加や、パブリックコメント制度などがそれにあたります。	②原案どおりとします
18	第14条 住民投票	市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例	地方自治法には住民投票についての規定はなく、法律上根拠のない地方議会の意思を拘束することはできない、また、投票資格についても、年齢や国籍は、地方自治体の参政権に応じて定められるべきである。	住民投票は、地方自治法の定めによらず、二元代表制を補完する制度として高浜市が条例で設置したものです。住民投票は、法的に地方議会の意思を拘束しないものの、高浜市住民投票条例25条によって、投票結果を尊重することが定められています。 年齢や国籍をはじめとした投票資格については、法律による制度ではないことから、市が独自に条例で定め得るところですが、現在、参政権を有する年齢については、満18	②原案どおりとします

		で定めるとこ ろにより、住民 投票を実施す ることができます。		歳以上に引き下げられているところです。ま た、永住外国人については、地域の一員とし て地域社会の問題についてパートナーシッ プの考え方に基づき取り組んでいくことが 重要であると考えられたことによります。	
19	第 14 条 住民投票	※検証中間報 告書 P36 の 記載につい て	高浜市では平成 12 年に・・・投票資格者を見 直すなどの項目で全部改正を行っていますとあるが、全部とはどの様な事なのか理解出来ない。	<p>改正前においては、投票資格のうち年齢要件・国籍要件を、当時の市議会議員選挙・市長選挙の選挙権を有する者とし、満 20 歳以上の日本国籍を有する者としていました。しかし、若者の社会参加を促すとともに、幅広い住民の総意を把握するために、平成 12 年に、満 18 歳以上の日本国籍を有する者と、永住外国人にも拡大する見直しを行ったものです。</p> <p>このように、投票資格者を拡大したことから、諸手続を整備し直す必要があり、規定の全部を見直し、全部改正に至ったものです。</p>	④その他(感想や ご質問など)
20	第 16 条 地域内分権 の推進	※検証中間報 告書 P40 の 記載につい て	V 地域自治 第 16 条 地域内分権の推進 まちづくり協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が考え対応解決をしていく地域の実情や実態に沿ったまちづくりができる・・・ →成果・課題・地域へ移し実情に合った多様な取組が行われ創意工夫によって税の有効活用が図られている? ・コーディネーターとしての役割を期待されるが、行事(事業)を安価で請負依頼発注できないので有志にて作業→作業自体は良いと思うけれど私が思うには業社発注+αで依頼しまちづくり協議会が手数料(取りまとめ費)又は内部処理し運営費にあてられるくらいでないと・・・と思います。 	第 16 条では、高浜市の進める地域内分権について記載しています。ご意見は、まちづくり協議会運営上の課題へのご指摘・ご感想として受け取らせていただきます。	④その他(感想や ご質問など)

			・娯楽大会はコーディネーターとして参画した いグループ主催で良いと思う。		
21	第17条 まちづくり協議会	※検証中間報告書P40の記載について	町内会が既にあり、両者の位置づけは。 まちづくり協議会が課題を解決出来るなら、町内会はいらないのでは。	まちづくり協議会は、町内会をはじめ各小学校区の諸団体で構成され、地域課題の解決のための協議のほか、つながりを作ったり、皆で実践する場です。上下関係は無く「どちらかが解決するから片方は不要」ということにはなりません。	④その他(感想やご質問など)
22	第19条 活動の育成と支援	※検証中間報告書P47の検証委員会コメントについて	第19条 活動の育成と支援 →コメント ・町内会は加入率が増えてない。非常に残念努力すべきは町内会と思うが行政側からも積極的アプローチありがたい。 →どういう事なのか理解できない。→何の為に町内会は必要か→自主防衛(共助)→必要ありますか(昔は向こう3軒隣で手伝いを願う事もあったが現状は無い→いつくるかわからない災害時は公助があると思っているし行政もその様に言っていると思う(いろんな活動団体も個別に活動)→よって町内会の <u>メリット</u> は(言葉で体裁(※原文のまま)をしても意味がない)→現状の町内会目的は災害時の共助であるなら→行政が公助が十分対応とれないから町内会に入会してくれと <u>メリット</u> を強調するべきだと思う。	第19条では、町内会など、地縁でつながってきた団体や、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動も大切なまちづくりの担い手であり、市民も議会も行政も、その役割を認識し、お互いに守り、育していくように努めることが大切であると示しています。ご意見は、町内会の現状課題へのご指摘・ご感想として受け取らせていただきます。	④その他(感想やご質問など)
23	第22条 危機管理	※検証中間報告書P52の記載について	VI市政運営 第22条 危機管理 進捗状況 まちづくり協議会や町内会(コミュニティ団体)等で行っている「総合防災訓練」を実施し防災の意識の高揚を図っている? →コメントにある通り具体的行動計画を展開願	総合防災訓練では、市民総参加訓練としてタオル掛けによる安否確認訓練、小学校区単位での地区訓練として応急手当訓練や資機材組立訓練等に取り組んでおり、各種訓練を通して、市民の皆さまの防災意識の高揚などに努めています。また、地区訓練は、地域の各種団体で構成するまちづくり協議会が主体となり実施しており、訓練内容について	④その他(感想やご質問など)

			<p>いたい。活動グループが多数あって個別に活動し満足を得ているだけの様に感じる。横のつながりはどの様になっているのか?論地町町内会には無い→12月13日の町内会防災訓練の意見書参照下さい。</p>	<p>は、構成団体が参加するグループ会議の中で意見交換を図りながら調整を進めています。また、令和元年度より、行政が主体となり、避難所に関わる関係者（町内会、まちづくり協議会、赤十字奉仕団、学校及び行政関係者など）に参加してもらい「みんなで考える避難所づくり」と題した検討会を実施し、避難所を開設するまでの具体的な手順書やレイアウトの作成を進めています。令和元年度は吉浜小学校及び吉浜公民館を対象に取り組みました。令和2年度は高浜小学校及び地域交流施設等を対象に実施する予定です。今後は、この取り組みの検証の場として防災訓練を活用していきたいと考えています。</p> <p>ご意見は総合防災訓練の現状課題へのご指摘・ご感想として受け取らせていただきます。</p>	
24	第24条 条例の検証 と見直し	…5年を超えないごとに… 検討を加え、 その結果に基 づいて必要な 措置を行いま す	<ul style="list-style-type: none"> ・問題は「最高規範」でありながら、市民周知されていません。 ⇒従って、「条例-規程」の適合性、適切性は未確認状態では… ・よって「とても完成域にある」とは思えません。 ・認識度も低い。よって、市民生活において検証されていない (*施行-10年経過し「認識率」 - 「1割強」) ・更に「市民主体」の市政が実現されているとも思えません。 ⇒よって「5年」でも長過ぎ-「1年」毎の実施監視が必要です ・「見直し-10年」は反対です-「5年より短期 	<p>自治基本条例の啓発のために、毎年「こども向け自治基本条例副読本」の作成配布（市内全小学校6年生）をしています。また、令和2年度からは小学校社会科副読本「のびゆく高浜」に高浜市自治基本条例について記載されるようになりました。</p> <p>今後、さらに市民の皆さんに自治基本条例を認識していただくことが必要であると自治基本条例検証委員会からもご意見をいたしており、周知に一層力を入れたいと考えます。</p> <p>また、検証委員会からのご提案は、毎年の総合計画の進捗管理とあわせて自治基本条例の条文・施行状況もチェックすることとすれば、条文自体の見直しは「10年を超えないごと」でも支障はないであろうし、なお</p>	<p>②原案どおりと します</p> <p>※検証委員会意見 のとおりとするの 意味</p>

			化」があり方です。	かつ 10 年未満でも必要に応じて修正等をするように、というものです。所管グループとしても、このご提案を受け入れる意向です。 今回いただいたこのご意見の意図にも沿うものであると解釈いたします。	
25	第 24 条 条例の検証 と見直し	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜人口が「10 年で 40% も入れ替わる」のであれば、「検証と見直し」につき、参画出来ない市民が「約 4 割」を占める事に… ・これを認識されながら「10 年案」を提案はいかがなものか ⇒ 重要な仕事を削減することを狙われているとしか思えません ・よって「とても適正適切な判断」とは思えません。 ⇒ この発想は「府舎同様、市民を裏切り同然」です ・「5 年」でも長過ぎ-「1 年」毎の実施監視が必要です ⇒ 「見直し-10 年」は反対です-「5 年より短期化」があり方です 	<p>高浜市自治基本条例は高浜市総合計画とあわせて「まちづくりの両輪」となっています。検証委員会からのご意見のように、総合計画の毎年の進捗管理とあわせ、自治基本条例に即した動きができているかをチェックすることとすれば「総合計画推進会議」にて市民委員からの意見も十分にうかがえるものと考えます。</p> <p>なお、「総合計画推進会議」の会議は公開制です。意見交換の様子は『広報たかはま』で、資料や議事録は市公式ホームページにてご覧いただけます。</p>	<p>②原案どおりとします</p> <p>※検証委員会意見のとおりとするの意味</p>
26	第 24 条 条例の検証 と見直し	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・立派な「条例」を制定されても遵守されなければ宝の持ち腐れ ⇒ 「毎年」その成果や市民の実感を測定判定し次年に反映改善 ・いわゆる「PDCA」を回す活動があってこそその条例です ・これが重要であり、法令見直しではなく、「施 	【25 のご意見と同趣旨と理解しますので回答を同一といたします。】	<p>③意見として承ります</p> <p>※検証委員会意見のとおりとするの意味</p>

			政施策の見直し」「施政に対する市民意見や評価」を仰ぐ制度を設けるべきでは		
27	第24条 条例の検証 と見直し	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例」の根幹は「市民主体の施政」を定めたもの残念ながら 10 年経過したのに実態は前時代的な施政運営のまま 更に、この見直しを 10 年に延長は「条例」の形骸化を狙うもの ⇒今回、これを肯定すべく「検証委員会」は「見直し-必要あり」と判断は市民ではなく、行政に付度された判断であり不適切 ・「24 条」の見直しは「必要なし」と思われます 	<p>【25 のご意見と同趣旨と理解しますので回答を同一といたします。】</p>	<p>②原案どおりとします</p> <p>※検証委員会意見のとおりとするの意味</p>
28	第24条 条例の検証 と見直し	同上	コロナウイルスのように何が起こるか分からないので、そのままで	<p>高浜市自治基本条例は、高浜市総合計画とあわせて「まちづくりの両輪」となっています。検証委員会からのご意見のように、総合計画の毎年の進捗管理とあわせ、自治基本条例に即した動きができているかをチェックし必要に応じて見直しをすることとすれば、「10 年を超えないごと」いう期間設定でも支障はないと考えます。</p>	<p>②原案どおりとします</p> <p>※検証委員会意見のとおりとするの意味</p>
29	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 「基本条例-検証委員会」の常設化を提案要望します ⇒「条例文」の検証に加え、その実施実行度の評価判定機能を委託 ・「例-入札監視委員会」と同様の組織新設。市民メンバーも加える ⇒このメンバーに「まち協-会員」の参画を委託されてはいかがか ・「基本条例」に即した施政運営の実行実現やその費用対効果につき客観的な評価判定を図る「市民と第三者」組織の設定です 	<p>高浜市自治基本条例は高浜市総合計画とあわせて「まちづくりの両輪」となっています。検証委員会からのご意見のように、総合計画の毎年の進捗管理とあわせ、自治基本条例に即した動きができているかをチェックすることとすれば「総合計画推進会議」にて市民委員からの意見も十分にうかがえるものと考えます。</p> <p>なお、「総合計画推進会議」の会議は公開制です。意見交換の様子は『広報たかはま』で、資料や議事録は市公式ホームページにてご覧いただけます。</p>	<p>③意見として承ります</p>

30	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 条例は実行されて、初めて施政効力を発揮するもの ⇒条例制定だけでは、市民が犠牲のままです 将来的には「評価成績」を広報等で公表する制度もあり方では ⇒「自治基本条例-監視委員会」の組織化をお願いします 	【29のご意見と同趣旨と理解しますので回答を同一いたします。】	③意見として承ります
31	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 検証委員に「公募市民」を入れることは他の自治体では実施のよう ⇒高浜は「仲間内」だけで検証は不適切ではないでしょうか よって「見直し-10年案」も「必要あり」というデタラメが発生? 	今回は意見を聞く機会の少ない世代であることから市内在住勤の16歳～22歳の方1人を公募し、地域活動にも関心のある高校生に委員を務めていただいている。なお、今回の検証委員は、自治基本条例策定時に関わった方、総合計画の進行管理に関わっている方、前回の検証に関わった方、市内の事業所に勤務され地域活動にも携わっている方であり、いずれの方も高浜市民です。	④その他(感想やご質問など)
32	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 条例の実行度合につき「市民アンケート」を実施されてはいかが ⇒条例の市民周知を促進や、その成果の判定効果を測定できます 	毎年の「市民意識調査」において認知度等をはかっています。	④その他(感想やご質問など)
33	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例を市民に周知・説明を担当責任部署が不明 あえて読み取れば「行政のお役目」と理解して良いのでしょうか ⇒過去、五年間で、如何なる周知活動や説明会開催されたのか不明 広報等で「説明会」の開催案内を戴ければ参加したいと思います 	総合政策グループが担当部署として、平成24年度～30年度に各小学校6年生に「自治基本条例出前授業」を実施しました。現在は、毎年「こども向け自治基本条例副読本」の作成配布(市内全小学校6年生対象)をしています。令和2年度からは小学校社会科副読本「のびゆく高浜」に高浜市自治基本条例について記載されるようになりました。今後も周知活動に努めたいと考えます。	④その他(感想やご質問など)

34	☆その他条例推進に向けての自由意見	※検証中間報告書 P 4 の記載について	<ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例」見直しの説明資料-P-4 に記述されている 2-「条例検証における考察ポイント」-2-財政力の変化、3-危機管理の重要性への対応は余りにも不足と感じています。 財政力-市債は増加、基金は激減は不適切ではないでしょうか 危機管理-防犯カメラも指定避難所も少なすぎ ⇒ 大きな落ち込み、大きな課題とされながら放置は無責任だと思います <p>そのような実態で巨額の施設建設に倍額投入は施政として疑問です</p>	ご感想として受け取らせていただきます。	④その他(感想やご質問など)
35	☆その他条例推進に向けての自由意見	※検証中間報告書 P 2 の記載について	<ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例」見直しの説明資料-P-2 に記述されている 「検証の体制」における「議会」の機能が疑問です 市民の代表として「条例」の周知理解活動が第一義かと思います 	<p>第 9 条、第 10 条は市議会において検証後、検証委員会から意見をいただいています。</p> <p>また、説明資料 P2 では検証における議会の役割を記載しており、周知理解活動は条例の普及啓発活動でございますので、ご理解のほどお願いします。</p>	④その他(感想やご質問など)
36	☆その他条例推進に向けての自由意見		<ul style="list-style-type: none"> 条例を広めるには「コミック」なんかはどうでしょうか? 落語での上演なんかはいかがですか? 	幅広い年齢層に条例を周知していく中でコミックや落語は有効な手段となりそうです。今後の啓発活動の参考といたします。	③意見として承ります
37	☆その他条例推進に向けての自由意見		<p>住民投票の開票は50%の投票率がなくとも必ず開票すべきです。開票しないメリットは何もありません。多くの時間とお金と人々の思いが全く無駄になってしましました。開票して害になることは何もなかったはずです。</p> <p>14年前にできた条例を楯に開票しないのは、市民の意思に反しています。今すぐ変えるべき条例です。</p>	<p>高浜市自治基本条例についてのパブリックコメントですので、高浜市住民投票条例についてのご意見は、参考として承ります。</p> <p>なお、住民投票の目的は、住民の総意を把握することにありますが、有権者総数の過半数の意思表示がなければ、その結果を住民の総意として捉えることができないことから、投票率が50%以上を成立要件としています。</p>	④その他(感想やご質問など)

